

## 第7回鳥取県最低賃金専門部会

1 日 時 令和6年8月9日（金）13時15分～15時20分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

### 【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員、山下委員

使用者代表委員 池谷委員、西村委員、花原委員

### 【事務局】

鳥取労働局 前田労働基準部長、中塚賃金室長

市村賃金室長補佐、久保田賃金指導官

4 議 事

(1) 金額審議

(2) その他

5 議事内容

○市村賃金室長補佐 ただ今から第7回鳥取県最低賃金専門部会を開催いたします。

本専門部会の成立について確認いたします。本日は全員が御出席ですので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定により定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

本日の専門部会は公開しております、6名の傍聴人がお見えになっております。傍聴の方々には、受付でお渡ししております遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

それでは、これより先の専門部会の進行を部会長をお願いいたします。

○佐藤部会長 こんにちは。では、第7回鳥取県最低賃金専門部会を始めたいと思います。

いよいよ第7回ということで、本日結審を目指したいと思います。昨日、労働者側、使

利用者側双方から公益としての見解を出してほしいという要望がありましたので、用意しております。

それでは、議事を進めてまいりたいと思いますが、まず議事の1番目、金額審議に入ります。

先ほど申し上げたとおり、本日、公益委員見解を提示させていただいて、それに利用者側、労働者側が賛成できるかどうかという判断をしていただいて、賛成が多数である場合は、この専門部会で出す金額ということになるかと思えます。

それで、その前に、一旦専門部会を休会させていただいて、いつものように、労働者側代表の河村委員と利用者側代表の西村委員と私とで三者協議をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。10分程度いただければと思います。

では、会場の準備をお願いします。 それでは、10分間休会します。

#### 〔三者協議〕

○佐藤部会長 それでは、再開をしたいと思えます。

昨日までの審議状況について、まず、御説明をいたします。

昨日まで、労働者側は当初1,050円を主張されていたのが、1,000円、そして971円と歩み寄っていただいております。一方、利用者側は、936円から945円と幅を持たせた形で御提示いただいていたのですが、最終的には945円で御提示いただきました。

昨日の段階で945円と971円という大きな差が開いていましたので、公益委員見解を出してほしいという御提案を両者からされました。そこで、まず、その前に、最後の試みとして全会一致を目指せないかということで、公益委員と労働者側委員でお話をさせていただきました。その中で、公益委員からある金額の提示をさせていただいて、それについて、労働者側が、全会一致を条件としてであれば賛成してもよいというお話がありましたので、その後、利用者側とお話をさせていただきましたが、どうしてもその額では賛成できないということで、残念ながら決裂ということになりました。

一応、先ほどの金額は、労働者側はあくまでも全会一致という条件付でということなので、その金額ではなくて、改めて、昨日の午後に公益委員会議を緊急で開かせていただき協議しました。そこで別の提示額を御用意させていただきました。その額での金額提示をこれからさせていただきます。

では、公益委員見解を読み上げますが、読み上げた後に、今回の見解のポイントについ

て、また解説をさせていただきます。

それでは、令和6年度鳥取県最低賃金専門部会、公益委員会見解を読み上げさせていただきます。

まず、第1、公益委員の結論です。公益委員見解として、現行の最低賃金900円から57円引上げを行い、鳥取県最低賃金額を957円とすることを提示いたします。

では、第2、審議の概要ですが、こちらは事務局に読上げをお願いいたします。

○中塚賃金室長 では、第2、審議の概要を読み上げさせていただきます。

(1) 諮問の内容。令和6年7月1日、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、令和6年度鳥取県最低賃金（昭和55年鳥取労働基準局長最低賃金公示第1号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版（令和6年6月21日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2024（同日閣議決定）に配意した貴会の調査審議をお願いするとして、鳥取労働局長から鳥取地方最低賃金審議会に対して調査審議の求めがあった。

(2) 中央最低賃金審議会が示した目安額。中央最低賃金審議会は、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版及び経済財政運営と改革の基本方針2024に配意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、令和6年7月25日、令和6年度地域別最低賃金改定の目安に関する公益委員見解が取りまとめられた。最低賃金法第9条2項の3要素である労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力について、各種資料や数値等を基に総合的に勘案し、特に今年度は消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視している。また、賃上げの流れの維持、拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることについても留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては、5.0%（50円）を基準として検討することが適当としている。

各ランクの目安額について、下位ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要があるとして、各ランクの引上げ額を同額の50円とする目安額を提示している。

なお、中央最低賃金審議会の答申によれば、令和6年度地域別最低賃金改定の目安に

については、その金額に関し意見の一致を見るに至らなかった、地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心を持って見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである等としている。

次の表については、A、B、Cランクの都道府県名と、金額については同額の50円と  
いうことで入れております。

(3) 鳥取県最低賃金専門部会における審議経過。令和6年度鳥取県最低賃金額の金額審議は、中央最低賃金審議会から示された目安答申(7月25日)、最低賃金法第9条第2項に規定された労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力の3要素等を踏まえ、また、各種資料や数値、最低賃金に係る書面による意見聴取結果、参考人からの意見聴取、事業場視察で得た知見等を材料に、地域の実情を反映すべく、公労使3者構成の原則を踏まえ、7回(7月26日・30日、8月1日・5日・6日・8日、9日)にわたり十分に審議を尽くしたところである。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、引き続きまして、第3、労働者側委員の主張というところですが、こちらを河村委員に読上げをお願いいたします。

○河村委員 それでは、第3、労働者側委員の主張。

(1) 最低賃金に対する考え方。最低賃金は、労働の対価として支払われる賃金のセーフティーネットであるべきであり、現在の最低賃金額900円では、セーフティーネットとしての水準に程遠いと言わざるを得ない。最低賃金法第1条にある「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」という法の目的を再認識した議論を行うべきである。

(2) 目安額に対する受け止め方。中央最低賃金審議会における公労使3者の真摯な議論により示された目安を尊重した審議がなされるべきだと考えるが、目安審議において、セーフティーネットとしてのあるべき水準についての議論がなされていないことは非常に残念である。また、今年度の目安額は3ランク統一の目安額となったが、ランク間の額差改善にはつながらない。そもそも目安額はあるべき水準に対して示すべきであり、3要素、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力による議論よりも優先すべきである。

(3) 金額提示について。ア、労働者の生計費については、鳥取市において、昨年改定

後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数が総合で対前年度比2.84%上昇しており、電気・ガス価格激変緩和対策事業により、総合で0.25%程度押し下げられていることを踏まえると3.09%となる。また、頻繁に購入する品目においては、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合、平均5.4%であることも考慮すべきである。

イ、労働者の賃金については、現在、鳥取県最低賃金（900円）の水準では、月額換算15万480円（可処分所得の月額換算12万1,438円）であり、生活保護費（生活保護の自動計算サイトで試算、鳥取市10万3,460円、倉吉市10万2,430円、米子市10万2,430円、境港市10万2,430円）の水準に近い状況となっている。また、連合リビングウェイジ2023（最低限必要な賃金水準）では、鳥取県は時間単価1,050円（月額換算17万5,560円）であり、この水準を必達水準とすべきである。

さらに、連合鳥取の集計による本年度の春闘賃上げ率は4.66%と、昨年の3.21%を大きく上回っており、連合集計による有期・短時間契約等労働者の時給賃上げ率（概算）は5.74%であることを考慮すると、大幅な最低賃金の引上げが必要である。

ウ、通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の支払能力ではなく、地域において正常な経営をしていく場合に、通常の事業に期待することができる賃金支払能力であるとの前提の下、求人における募集賃金が、通常の事業の賃金支払能力を示す指標の一つであり、その水準は、パートタイム労働者の1求人当たりの募集賃金下限額においては993円、平均額では1,037円となっていることから、通常の事業の賃金支払能力は一定程度確保されていると言える。

以上の主張を基礎として審議を重ね、最終的に現行の最低賃金額900円から71円引上げの971円が提示された。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、第4、使用者側委員の主張、西村委員、読上げをお願いいたします。

○西村委員 それでは、第4、使用者側委員の主張。（1）最低賃金に対する考え方。賃金は労働者が仕事をした対価として受け取るものであり、労働対価とは、仕事の出来栄（生産性）の差を賃金に反映させることである。このため、賃金と生産性には当然に整合性があり、最低賃金においても例外なく適用されるべきである。最低賃金法の趣旨・目的を十分考慮することに異論はないものの、現実問題として生産性を超えた最低賃金となる

ような事態は持続的な経済の発展を阻むものであり容認できない。

(2) 目安額に対する受け止め方。中央最低賃金審議会が目安額は、公労使による真摯な協議の結果であり尊重すべきと認識している。特に、今年度の最低賃金引上げの必要性を審議する中で、公益委員が最低賃金法第9条第2項の3要素のうち、消費者物価の上昇を捉えて、労働者の生計費を重視した点については理解できる。また、従来であれば、持家の帰属家賃を除く総合の消費者物価指数平均3.2%を参考とするところ、令和6年度の公益委員見解では、頻繁に購入する品目の平均5.4%が併記され、生活実感を配慮した審議が行われたものと理解をしている。しかしながら、令和6年6月に内閣府が公表した経済財政運営と改革の基本方針2024の中で、賃上げの促進・最低賃金について、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標のより早期の達成の方針が示され、中央最低賃金審議会の審議においてもこの点に配慮したとされているが、実現に向けた具体的な施策や実現可能性の総合的な検証が先送りされ、なし崩し的に数値だけが先行した議論になっていると感じる。加えて、今回の目安額は昨年実績を大きく上回り、過去最大であるとともに、A・B・Cランクが同額の提示となり、いまだ経済が活発でない地域にとっては、経営への影響が甚大で、地方における中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の実情を軽視していると言わざるを得ない。

(3) 金額提示について。ア、賃金については、昨年につき春季労使交渉で、中小企業を含め、多くの企業が大幅な賃上げを実施しているものの、県内の人手不足を背景として、人材確保・定着のために、業績の改善が見られない中で、経営体力以上の賃上げをする防衛的な賃上げを行った中小企業・小規模事業者が一定程度存在することを考慮すべきである。

イ、通常の事業の賃金支払能力については、県下の中小企業・小規模事業者の多くで、自社に価格決定権がない、価格転嫁のルールがないなど、価格転嫁の意向はあるものの実現できず、価格転嫁が進んでいない状況があり、賃上げの原資となる企業収益の確保が困難であることにも留意しなければならない。最低賃金が大幅な引上げとなれば、県内の中小企業・小規模事業者が少なからず、経営上の負担増やコスト増に耐えかね、廃業・倒産の増加に拍車をかける懸念がある。

以上の主張を基礎として審議を重ね、最終的に現行の最低賃金額900円から45円引上げの945円が提示された。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、第5、公益委員の見解。公益委員としては、労働者側、使用者側のどちらに偏ることなく、中立かつ公平・公正な立場から労使双方を尊重しつつ、金額の一致を目指し、労働者側、使用者側との三者による7回にわたる審議を重ねてきたところではあるが、残念ながら、労使双方の求める金額の隔たりを解消するに至ることができなかった。このため、公益委員としては、鳥取県の現状及び労使双方が主張した意見を踏まえた見解を取りまとめ、本年度の鳥取県最低賃金額の改定金額を提示する。

(1) 最低賃金に対する考え方。ア、そもそも最低賃金とは、古くは市民革命による社会変革によって、私的自治・契約自由の名の下に、強者たる資本家と弱者たる労働者が、不平等な雇用・労働契約を締結せざるを得なくなったことを原因とする貧富の差の是正のために導入されたものである。換言すれば、労働者の貴重な労働力を資本家に安く買いたたかれないために、私的自治・契約自由によるその最下限値を設定することによって修正するためのものである。そのため、鳥取県最低賃金額の改定については、最低賃金の本来の意義を重要視するものである。

このように最低賃金は、本来的には絶対的強者である資本家と絶対的弱者である労働者との対立軸の中で設定され、労働者をいかに保護すべきかという観点から論じられるべきである。しかし、現在の使用者は、本来的な資本家とは異なり、絶対的な力を有しているとは言えず、特に鳥取県においては、中小企業・小規模事業者がその大半を占めており、労働者と同様の弱い立場にあると言える。そのため、現在の最低賃金を考える際には、労働者対資本家という対立を主軸に置くのではなく、労働者と使用者との協働を主軸に置くべきと解する。

イ、多くの労働者からすれば、賃金が上がるに越したことはないかもしれないが、上げることにより使用者の経営を圧迫し、そのことにより経営の継続が不可能となれば、労働者がその貴重な労働力を提供する場を失うこととなる。そのことは、労働者、使用者共に生活の基盤を失うこととなる。つまり、最低賃金をただ上げさえすれば良いという議論は、労働者を保護するという意味の本来的な最低賃金制度の趣旨も、労働者と使用者の協働の中で考えていくという現代的な最低賃金制度の趣旨も没却するものであるため、厳に慎むべきものである。鳥取地方最低賃金審議会及び鳥取県最低賃金専門部会においては、持続可能な賃上げによる、労働者と使用者が共に豊かになる鳥取県に適した最低賃金の策定を目指すべきと考える。

ウ、最低賃金は、当然のことながら、労働者を雇用する全ての企業に適用されるもので

ある。足下の各種物価上昇、特に、各種生活必需品の値上げ等を踏まえ、その引上げは、最賃額の近傍層の人をはじめとする県民各層の生活水準や消費者行動に直結する強いメッセージ性を帯びるものである。また、最低賃金額の引上げには企業コスト増を伴うものであるが、経済活動を見た場合、中期的には人や未来に向けた投資であるとも言える。

企業による更なる生産性向上の取組及びそれを支援する助成金等各種施策並びに企業間の取引慣行の見直し及びそれを促す各省庁の施策、取組が相まって、賃上げの環境が整えば、巡り巡って地域経済の活性化や地域間格差の解消につながるものと期待し得る。

エ、もっとも、エネルギー価格をはじめとする原材料費の高騰は企業収益を圧迫しており、特に下請の中小企業・小規模事業者等で原材料費の上昇分を製品価格に転嫁し切れていない等、賃上げ原資の確保が厳しい業種、規模の企業がある点には、より細心の注意を払うべきであり、そのことにより、持続可能な賃上げによる、労働者と使用者が共に豊かになる鳥取県に適した最低賃金の策定に資するものと考ええる。

オ、最低賃金についての本来の趣旨を考えた場合、最低賃金を上げる目的は、（とりわけ賃金の低い）労働者の生活の安定はもちろんのこと、それによって労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保、経済の健全な発展にあり、労働者だけでなく企業や社会全体のためにある点に改めて留意する必要がある。これは、最低賃金法第1条の公益委員としての理解です。その上で、労働者の賃金を守る企業努力は、いずれ企業の成長や地域社会、経済の発展として還元されるものであることを、鳥取地方最低賃金審議会委員及び鳥取県最低賃金専門部会委員全員で共有したいと考えています。これらの考えを背景として、今年度の最低賃金の改正は、今後広く県民各層が前向きな行動に一步踏み出せるようなメッセージとなることを希望しています。

(2) 目安額に対する受け止め方。ア、そもそも、中央最低賃金審議会が示す目安額については、中央最低賃金審議会会長のビデオメッセージ・令和5年全員協議会報告・令和6年度目安小委員会報告にもあるように、目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないことを確認している。とはいえ、中央最低賃金審議会において、法令にのっとり適正な手続を経た上で示されている目安額であることから、たとえ中央最低賃金審議会において全会一致に至っていなくとも、正当に示された目安額であるとして尊重し、これを基礎に議論を進めるべきである。

イ、目安は地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないことから、鳥取



地方最低賃金審議会及び鳥取県最低賃金専門部会における最低賃金額の金額審議においては、当然、目安額どおりの金額、目安額を超える金額、目安額を下回る金額の策定が想定される。しかしながら、目安額どおりの金額、目安額を超える金額の策定に対して、目安額を下回る金額の策定についてはより慎重な姿勢が必要となろう。というのも、中央最低賃金審議会が示す目安額は、これだけの金額の賃上げは最低でも必要であろうとして示されるものであろうし、実際、ここ数年の全国の中央最低賃金審議会における最低賃金額の策定状況を鑑みるに、中央最低賃金審議会が示した目安額を大きく超える最低賃金額を策定することはあっても、目安額を下回る最低賃金額を策定している都道府県は存在していない。そのことから、中央最低賃金審議会が示した目安額を下回る最低賃金額を策定する場合には、①そもそも、中央最低賃金審議会が示した目安額について、明白かつ重大な手続上の瑕疵が存在していること、又は、②中央最低賃金審議会が示した目安額が鳥取県に限って不当な額となっており、その目安額を下回ることについて、緊急性、必要性、許容性が認められる特別な状況に置かれていることのいずれかの条件が認められる必要があると解する。

ウ、本年度の中央最低賃金審議会が示した目安額については、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力の3要素のデータに基づき、納得感のあるものとなるよう真摯に議論を重ねられ、本年度は、物価の影響を十分考慮すべき労使共通の認識から、消費者物価が高水準で推移する中、最低賃金近傍で働く労働者の購買力を維持する観点から生計費を重視し、50円との目安額が示された。

エ、本年度の中央最低賃金審議会が示した目安額50円については、労使双方が賛成しないまま示されたことについて、じくじたる思いはあるものの、中央最低賃金審議会において、法令にのっとった適正な手続を経た上で示されたものであることから、公益委員としては、今年度も中央最低賃金審議会の示した目安額を尊重し、これを基礎として議論を進める姿勢は異ならず、この50円の目安額を尊重し、議論を進めたいと考える。

(3) 金額提示について。①労働者側委員の示した金額提示について。労働者側委員が示した現行の最低賃金額900円から71円引上げの971円について、公益委員としての考え方を述べる。

ア、労働者側委員は、当初、1,050円との提示をし、その後1,000円、そして、最終的に971円と順次歩み寄っていただけたことにまず敬意を表したいと思う。

イ、労働者の生計費については、最低賃金額が発効した昨年10月から今年の6月まで

の消費者物価指数の上昇率を根拠に、また、賃金については、現在の鳥取県最低賃金額 900 円水準での月額換算額と生活保護費との比較・本年度春闘の賃上げ率等を根拠に、賃上げの必要性和提示額の妥当性を述べられており、公益委員としても大いに納得するところである。

ウ、一方で、通常の事業の賃金支払能力については、各種資料を勘案するところ、いまだ現在の最低賃金額である 900 円近傍において募集している使用者も多いことが見受けられることから、果たして労働者側委員が主張する程度の支払能力が確保されていると断定できるかについては多少の疑問が残るところである。

エ、以上のことから、労働者側委員の主張については、主張の根拠等に大いに納得する点も多々あり、また、当初の 1,050 円との主張から、1,000 円、最終的に 971 円と大きく歩み寄っていただいたのではあるが、まだ主張されている提示額が高く、賛同するには至らなかった。

②使用者側委員の示した金額提示について。使用者側委員が示した現行の最低賃金額 900 円から 45 円引上げの 945 円について、公益委員としての考え方を述べる。

ア、使用者側委員は、当初、936 円から最大でも 945 円と提示し、その後、最終的に最大値である 945 円と歩み寄っていただけたことにまず、敬意を表したいと思う。

イ、県内の人手不足を背景として、業績の改善が見られない中で、あくまでも人員確保・定着のために経営体力以上の賃上げをする防衛的な賃上げを行った中小企業・小規模事業者が一定程度存在するという事実を述べられ、県下の中小企業・小規模事業者の多くで価格転嫁が進んでおらず、賃上げの原資となる企業収益の確保が困難であり、最低賃金の大幅な引上げが、経営上の負担増やコスト増に耐えかね、廃業・倒産の増加に拍車をかける懸念があるという点については、公益委員としてもその懸念を共有するところである。

ウ、一方で、使用者側が最終的に提示する 945 円は、中央最低賃金審議会において示された目安額 50 円を下回る引上げ額 45 円である。確かに、本年度の目安額は、労使双方が賛成しないまま示されたものではある。

しかし、この目安額は、中央最低賃金審議会において、法令にのっとり適正な手続を経た上で示されたものである。また、昨日 8 月 8 日時点で 28 の都道府県において、この目安額を基準として令和 6 年度の最低賃金額の審議を終えており、この目安額についての違法・不当を訴えることなく結審していることから、目安額自体に明白かつ重大な手続上の瑕疵が存在しているとは言い難い。また、各種資料等を勘案するところ、この目安額

50円が鳥取県に限って不当な額となっており、その目安額を下回ることについて、緊急性、必要性、許容性が認められる特別な状況に置かれていることが認められると言えるだけの根拠もないことから、使用者側委員の示した45円という目安で示された額50円を下回る賃上げ額を容認することはできない。

エ、以上のことから、使用者側委員の主張については、主張された懸念事項について共感、共有するものであり、また、当初の936円から最大でも945円との主張から、最大値である945円へと歩み寄っていただいていると思いますが、中央最低賃金審議会において示された目安額50円を下回る賃金引上げ額45円は容認することができず、賛同するには至らなかった。

③公益委員としての金額提示について。以上、労働者側委員、使用者側委員の金額の提示及びその金額の基礎となった根拠を総合的に勘案し、公益委員としての金額を提示したい。鳥取県においても、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力の3要素を基礎としつつ、中央最低賃金審議会において示された目安額を尊重し、鳥取県において最も適切かつ、鳥取県で働く人たちが納得できる金額を策定する必要がある。

ア、中央最低賃金審議会において示された目安額については、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかったことについてじくじたる思いはあるものの、中央最低賃金審議会において法令にのっとり適正な手続を経た上で示されたものであることから尊重するものである。ゆえに、賃金引上げ額50円又はそれを超える金額の策定はあり得るが、それを下回る金額の策定については、本年度については容認できないものと解する。

イ、労働者の生計費については、鳥取市において、昨年改定後の最低賃金額が発効した10月から今年の6月までの消費者物価指数が総合で対前年度比2.84%上昇しており、電気・ガス価格激変緩和対策事業により総合で0.25%程度押し下げられていることを踏まえると3.09%となり、また、頻繁に購入する品目においては、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合、平均5.4%であることも考慮すべきであるとの労働者側委員の主張は妥当であり、容認できる。

ウ、賃金についても、現在の鳥取県最低賃金（900円）水準では、月額換算15万480円（可処分所得の月額換算12万1,438円）であり、生活保護費、鳥取市10万3,460円、倉吉市、米子市、境港市においては10万2,430円の水準に近い状況となっており、本年度の春闘賃上げ率4.66%（有期・短期間契約等労働者の時給賃上げ率5.74%）であったことを考慮すると、大幅な最低賃金の引上げが必要であるとの

労働者側委員の主張は妥当であり、容認できる。

エ、通常の事業の賃金支払能力については、業績の改善が見られないのにもかかわらず、あくまでも人材確保・定着のために経営体力以上の賃上げをする防衛的な賃上げを行うと同時に価格転嫁が進まないことから、賃上げの原資となる企業収益の確保が困難であり、最低賃金の大幅な引上げが廃業、倒産を引き起こしかねない点について、最大限留意する必要があるとの使用者側委員の主張は妥当であり、容認できる。

オ、以上のことから、大幅な最低賃金の引上げの必要性が認められる一方で、使用者の経営、ひいては労働者の働く場を守るため、使用者がどこまでの賃上げを許容し得るかという許容性の問題との均衡を図る必要があると言える。このような観点から、労働者側委員の主張する大幅な最低賃金の必要性から算出された引上げ額71円と、使用者側委員の主張する賃金引上げの許容性から算出された引上げ額45円との中央値である58円を基準として、使用者側委員と公益委員との懸念事項の共有を根拠に、使用者の経営及び労働者の働く場を守るという観点から1円分をそこから差し引くことによって、現行の最低賃金額900円を57円引き上げる957円を本年度の鳥取県最低賃金額とすることを提示することとした。なお、本提示内容及び提示額については、令和6年8月8日に招集した緊急の鳥取地方最低賃金審議会公益委員会議において、公益委員の全会一致をもって決定したことを申し添える。

第6、政府等への要望ですが、事務局で読上げをお願いしたいと思います。

○中塚賃金室長 第6、中央最低賃金審議会・厚生労働本省・政府への要望。

(1) 中央最低賃金審議会への要望。①目安額を示すに際して必ず公労使3者全会一致を原則とすること。地方最低賃金審議会においては、中央最低賃金審議会において労使双方が賛成していない目安額に、なぜ地方最低賃金審議会がそれを基準として審議を進めなければならないのかと疑問の声が多数あることから、地方最低賃金審議会に対して提示する目安額は、中央最低賃金審議会において、公労使3者が全会一致となる目安額を示すことを強く要望する。

②最低賃金の地域間格差の是正について、金額の差の是正で判断すること。最低賃金の地域間格差の是正に関しては、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率ではなく、額差の縮小が重要であり、政府目標を含めて認識を改めること。

(2) 厚生労働本省への要望。①全国地方最低賃金審議会会長会議（仮称）を設置すること。地方最低賃金審議会の公益委員は、労使代表委員と異なり、中央とのチャンネルが

なく、また、他県公益委員との情報交換ルートも有しない。全国地方最低賃金審議会会長会議（仮称）の設置を要望する。

②地区別地方最低賃金審議会会長会議（仮称）を設置すること。地方最低賃金審議会の公益委員は、労使代表委員と異なり、中央とのチャンネルがなく、また、他県公益委員との情報交換ルートも有しない。特に近県での情報交換の必要性から、地区別地方最低賃金審議会会長会議（仮称）の設置を要望する。

③ランク別地方最低賃金審議会会長会議（仮称）を設置すること。地方最低賃金審議会の公益委員は、労使代表委員と異なり、中央とのチャンネルがなく、また、他県公益委員との情報交換ルートも有しない。特に同一ランクでの情報交換の必要性から、ランク別地方最低賃金審議会会長会議（仮称）の設置を要望する。

（３）政府への要望。①需要喚起策や生産性向上の支援を行うこと。中小企業・小規模事業者の最低賃金の引上げに向けた環境整備については、労使共通の認識である。政府は、需要喚起策や生産性向上の支援（業務改善助成金の充実、周知等の徹底）を早急に行うこと。また、申請から実際に支給されるまで、複雑な手続と煩雑な書類の提出などのため、中小企業・小規模事業者が申請を断念することのないよう、申請手続等の簡略化に努めることを要望する。

②賃上げに伴う各種改正を行うこと。中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分の適正な価格転嫁対策の強化をはじめ、税制を含めて賃上げ企業への優遇措置や社会保険料負担額の軽減、年収の壁の撤廃等、真に効果のある取組を強く要望する。

③中期的な工程表を明らかにすること。来年度以降の円滑な最低賃金の議論に資するため、中期的な工程表を明らかにすること。その際、インフレ率や各種施策との関係性を示すことを要望する。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

あとは、公益委員の名前を載せていますので、読上げはこれで終わりとなります。

本年度の公益委員見解のポイントの説明をさせていただきたいと思います。まず、審議の中で労使双方の御意見を伺う中で、そもそもの最低賃金の考え方というもの若干異なっているのではないのかなということが感じられました。そこで、今回は労働者側、使用者側、そして私たち公益が、最低賃金というものをどのように考えているのかということをもまず述べるような形式にしております。特に公益委員につきましては、最低賃金につい

て、本来どのように考えるべきであり、それがどのように変容してきていて、鳥取においてはどうかというところを分かるように記載させていただきました。さらに、目安に対する考え方も、労働者側、使用者側、それぞれ異なっているかと思います。ですから、改めて労働者側、使用者側はどのように目安について考えているのかということと、公益として目安というものは、はっきり言うとかかなり扱いが厄介な金額だと思いますけれども、この目安についてどのように考えているかということについて語らせていただきました。

大きなポイントとしては、まず、目安はあくまでも目安であって、それに拘束されるべきではないというのは原則としつつも、だからといって目安を下回ってもいいのかというところで、拘束されないのだから当然のことながら下回るということは十分あり得ると思います。例えば、昨日大きな地震があったところもあります。地震、災害等で、とてもではないけれども、鳥取では上げるだけの体力がないというのであれば、それは下回るということはあり得ますし、また、手続上、中央最低賃金審議会において目安額を策定するに当たって、何らかの違法、不当な手続上の重大明白な瑕疵というものがあるのなら、そのようなものを基準にして地方が審議を進めるということは当然できないわけですから、その場合は下回るということはあるかと思うのですが、それ以外については全国この額で示されているわけなので、目安どおり、若しくは目安より上の金額というものを考えるべきではないかということです。

ですから、目安より下の額を退けるわけではありませんが、その場合にはそれなりの根拠というものが必要ではないかということで、現時点での考え方というのを述べさせていただきました。

金額については、今年の労使双方の委員の皆様は本当に知恵を絞っていただいて、1円上げる、下げるという、そういう競りのような議論ではなくて、ちゃんとした根拠を示して、ここまでなら下げられるし、ここまでなら上げられるというところで真摯にお話をしていたと思います。非常に感謝しております。

それを踏まえまして、この専門部会とか、あと本審もそうなのですが、この審議会の場においては、それぞれ立場の異なる使用者側、労働者側が根拠を示した上で金額を示していただく、それに対して我々公益委員というのは、ある意味、労働の当事者という立場ではないわけですから、どういうふうに関わり方ができるかということ、何か独自の見解を述べてこの金額でどうだというような形ではなく、あくまでも労働者側、使用者側の御意見を伺った上で、では、その範囲内において、それぞれの言っていることのここは妥当では

ないか、ここはそうではないのではないかとということで判断して、そして、その範囲内で金額を策定するというのが本来の在り方ではないのかというふうに思いました。ですから、独自に何かどこかから数字を引っ張ってきて、これだということではなくて、あくまでも御提示していただいた金額の範囲内において、そして、その根拠の中において手元にある資料の中から、これだったらおっしゃるとおりなのではないか、これは少し言い過ぎなのではないかというところで判断させていただきました。

その結果として、今回は、それぞれが主張していただいた金額の中間点というものを基準として、やはり懸念事項は、果たして使用者側の体力というものがそれだけ確保されているのかどうなのかというところに若干不安というものを感じました。とはいえ、昨今の賃上げの必要性というものも理解しているということなので、ほんの些少ではありますけれども、1円だけ少し寄り添わせていただくということで、中央値である958円から1円差し引いての957円で提示させていただいた次第です。

説明は以上になります。

恐らく、この提示した金額について、これから採決を取るということになると思うのですが、労働者側、使用者側、それぞれ協議の時間をもちたいかと思っておりますので、その時間をもちたいと思っております。

どれぐらいお時間必要になりますか。

○河村委員 では、15分をお願いします。

○佐藤部会長 それでは、15分間休会したいと思いますので、労使それぞれの会場の御用意をお願いします。

〔各側協議〕

○佐藤部会長 全員お戻りになりましたので、再開したいと思います。

では、先ほどの公益委員見解を受けて、これから採決を行うのですが、その前に御意見等を賜りたいかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○河村委員 それでは、労働者委員としての公益委員見解についての意見ということで発言させていただきたいと思っております。

まずもって、労使双方の金額提示の隔たりが大きく、公益委員の方々に骨を折っていただいたということに対しては感謝を申し上げたいと思っております。

公益委員見解を拝見させていただきました。我々労働者側委員として主張をさせていただいたポイントもしっかり押さえていただいておりますし、公益委員としての最低賃金に

対する考え方並びに目安額に対する考え方、この辺りも非常に分かりやすく、丁寧にまとめておられると受け止めております。ぜひ中央最低賃金審議会の公益委員の方々にも読んでいただきたいという印象でございます。

その上で、我々としては、当初から言っていますように、1,050円というところがやはり目指すべき水準ではありますけれども、今年の最低賃金の額を決めていくということでもう最終盤ということになっておりますし、公益委員から示された公益委員見解としてプラス57円ということで、我々としては支持をさせていただくというふうに思っております。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、使用者側委員、お願いします。

○西村委員 まず、公益委員見解で示していただいた内容については、最終的に私どもがどういう意思表示をするのかというところは別にして、非常に合理的で納得できる記載内容だと思っております。

あえてその中でお願いしたいこと、公益委員見解ということではないかもしれませんが、最後に、要望ということで、幾つか記載していただいている内容ですけれども、こちらについては、恐らく各地方でいろいろな内容が提示されているのだろうと推測をします。こちらについては是非とも、まず当県の要望についてもどういった対応ができるのか、あるいはできないのかということについての回答をきちんと示していただきたいと思っておりますし、できれば、他県と共有できれば、よりよい地方の審議会になるのではないかと思いますので、そちらについても是非とも、こちらは事務局にお願いすることかもしれませんけれども、進めていただきたいと思っております。

最後に、公益委員見解を御説明いただいた中で、中央最低賃金審議会が示した目安額と地方の審議との関係の難しさについてのお話があったかと思いますが、同じように政府が示している1,500円、2030年代半ばまでに、しかも早期の達成というこの御旗と、あと、中央最低賃金審議会との関係というのが「配意する」という一言で済まされていますが、ここの部分がどの程度の配意なのか、影響なのか、その辺をきちんと、中央最低賃金審議会でこういうふうにそしゃくしたというようなことを示していただいた上で地方に話を展開していただけると、我々も、今年で終わりではないので、来年以降も続く話ですので、ぜひともそこはお示しいただきたいと思っておりました。以上です。

○佐藤部会長 今の発言について、労働者側はいかがですか。その配意について、もう少



しどういうことなのかという点について詳しくというか、どのような言い方をしたらよろしいのでしょうか。

○西村委員 今回提示された目安の50円というのが、配意した結果の50円なのか、どの程度配意した結果の50円なのかというような程度感も含めてお示しいただきたいというのが正直な気持ちです。

○佐藤部会長 可能であれば、中央最低賃金審議会への要望に盛り込んでもいいのではないかと思いますので、こちらのほうは後ほど文章を改めて考えた上で、3番目の要望として加えたいと思います。

○西村委員 できれば、今後の方針も含めたところでお示しいただきたいと思います。

○花原委員 2030年の半ばまでに1,500円というのが数字的に動いているということで、今年から見ればあと500円で、単純に10で割ると1年平均50円というその50円が配意なのか、そのあと10年後に、どういうインフレ率を見ながら、政府としてどういう施策をするのかというのが、その工程表が全くない状況で配意という言葉が使われるのは腑に落ちないということです。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

○河村委員 付け加えてなんですけども、今回異例ではありましたけれども、審議会の途中で労使での協議もさせていただきましたが、そのときに労使の委員で共通認識をしたところが先ほどの部分でもありまして、政府が示している2030年半ばまでに1,500円というもののいわゆる根拠です。なぜ1,500円なのかということ、それがまたなぜ2030年半ばまでなのかということ、そこに根拠がないことから、いろんな疑念が出てきているという労使双方の共通認識の上で、やはり中央最低賃金審議会に対しても、現状を踏まえた上での3要素を踏まえた目安額の決定の前に、やはり政府が言っている1,000円なり1,500円なりの根拠を含めながら、中央最低賃金審議会として最低賃金の金額がどうあるべきなのかという議論を本来はやはり行うべきだと思います。その部分が、当初から私達は言っていますが、今回の中央最低賃金審議会の議論の中でも、どういう水準であるべきなのかという議論が全くないということが問題だと思っています。中央最低賃金審議会に対しての要望として加えるのであれば、あるべき水準についての議論をぜひやってほしいということを入れていただければと思います。

○花原委員 あと、フィードバックしてほしいということです。

○佐藤部会長 ということは、まず、政府に対しては、その1,500円と2030年半

ばまでというものの根拠を示して欲しいというのが1点と、対して中央最低賃金審議会については、政府の出している見解に対する妥当性の判断というものをしっかりしなさいということ要望するというこの2点ですね。では、加えるということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤部会長 では、そのように加えるという方向で考えたいと思います。

意見は以上でよろしいですか、採決に行ってよろしいですか。

では、これから採決の方に行きたいと思いますが、確認をまずさせていただきます。事務局への確認ですけれども、部会長は手を挙げられないということによろしかったですか。

○中塚賃金室長 採決については、出席者委員のうち部会長を除く委員で採決を行っていただきます。同数になった場合、部会長が手を挙げていただくということになります。

○佐藤部会長 そうすると、本日は9名出席されており、私を除いて8名ということなので、4対4になった場合は私が決められるということによろしいですか。

○中塚賃金室長 はい、よろしく願いいたします。

○佐藤部会長 では、なるべく私が手を挙げる必要がないようなことを祈っておりますが、では、採決をさせていただきます。

では、公益委員見解と示しました現行の最低賃金額900円から57円引上げを行って、令和6年度の鳥取県最低賃金額を957円とする案について、賛成の方、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、反対の方、挙手をお願いします。

[反対者挙手]

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、5対3ということなので、賛成が多数ということになりますので、鳥取県最低賃金専門部会といたしましては、本審に対して最低賃金額を957円で提示したいと思いません。ありがとうございました。

それでは、今後の手続について、事務局からの説明をお願いいたします。

○中塚賃金室長 ただ今の採決を受けまして、事務局として専門部会の報告書を作成させていただくのですが、専門部会の報告書の中には、公益委員見解の要望の事項を例年含め

ておりますので、御意見がありました2つの項目を、その要望の事項に追加してということになりますので、少しお時間を頂きたいと思います。

この部会報告案につきましては、事務局と公益委員への一任ということでよろしいですか。

(異議なし)

○中塚賃金室長 ありがとうございます。では、報告書のたたき台の作成に、15分程度お時間をいただきます。

○佐藤部会長 はい、分かりました。

では、15分休会します。

[休 会]

○佐藤部会長 では、再開したいと思います。

鳥取県最低賃金の改正決定に係る報告書の案を今、手元に配っていただいているかと思えます。では、事務局で読上げをお願いいたします。

○市村賃金室長補佐 (案)。令和6年8月9日。鳥取地方最低賃金審議会、会長、佐藤匡殿。鳥取地方最低賃金審議会、鳥取県最低賃金専門部会、部会長、佐藤匡。

鳥取県最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和6年7月1日、鳥取地方最低賃金審議会において付託された鳥取県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。また、別紙2のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)の考え方にに基づき、最新のデータにより比較したところ、令和4年10月6日発効の鳥取県最低賃金(時間額854円)は、令和4年度の鳥取県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、最低賃金額の引上げを円滑に実施するため、中央最低賃金審議会、厚生労働本省、及び政府に対して下記の取組を実施するよう強く要望する。

1、中央最低賃金審議会への要望。①目安額を示すに際して必ず公労使3者全会一致を原則とすること。地方最低賃金審議会においては、中央最低賃金審議会において労使双方が賛成していない目安額になぜ地方最低賃金審議会がそれを基準として審議を進めなければならないのかと疑問の声が多数あることから、地方最低賃金審議会に対して提示する目安額は、中央最低賃金審議会において、公労使3者が全会一致となる目安額を示すことを強く要望する。②最低賃金の地域間格差の是正について金額の差の是正で判断すること。

最低賃金の地域間格差の是正に関しては、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率ではなく、額差の縮小が重要であり、政府目標を含めて認識を改めること。③政府の示した見解に対する妥当性の審議を行うこと。

2、厚生労働本省への要望。①全国地方最低賃金審議会会長会議（仮称）を設置すること。地方最低賃金審議会の公益委員は、労使代表委員と異なり、中央とのチャンネルがなく、また、他県公益委員との情報交換ルートも有しない。「全国地方最低賃金審議会会長会議（仮称）」の設置を要望する。②地区別地方最低賃金審議会会長会議（仮称）を設置すること。地方最低賃金審議会の公益委員は、労使代表委員と異なり、中央とのチャンネルがなく、また、他県公益委員との情報交換ルートも有しない。特に近県での情報交換の重要性から、「地区別地方最低賃金審議会会長会議（仮称）」の設置を要望する。③ランク別地方最低賃金審議会会長会議（仮称）を設置すること。地方最低賃金審議会の公益委員は、労使代表委員と異なり、中央とのチャンネルがなく、また、他県公益委員との情報交換ルートも有しない。特に同一ランクでの情報交換の必要性から、「ランク別地方最低賃金審議会会長会議（仮称）」の設置を要望する。

3、政府への要望。①需要喚起策や生産性向上の支援を行うこと。中小企業・小規模事業者の最低賃金の引上げに向けた環境整備については、労使共通の認識である。政府は、需要喚起策や生産性向上の支援（業務改善助成金の充実、周知等の徹底）を早期に行うこと。また、申請から実際に支給されるまで、複雑な手続と煩雑な書類の提出などのため、中小企業・小規模事業者が申請を断念することのないよう、申請手続等の簡略化に努めることを要望する。②賃上げに伴う各種改正を行うこと。中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分の適正な価格転嫁対策の強化をはじめ、税制を含めて賃上げ企業への優遇措置や社会保険料負担額の軽減、年収の壁の撤廃等、真に効果のある取組を強く要望する。③中期的な工程表を明らかにすること。来年度以降の円滑な最低賃金の議論に資するため、中期的な工程表を明らかにすること。具体的には、「2030年台半ばまでに1,500円」の根拠を示すこと。その際、インフレ率や各種施策との関係性を示すことを要望する。

おって、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。記に、委員の方を記しております。読上げは省略させていただきますので、後で確認をお願いしたいと思います。

続きまして、別紙1、鳥取県最低賃金。

- 1、適用する地域、鳥取県の区域。
- 2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。
- 3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。
- 4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間957円。
- 5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。
- 6、効力発生の日、法定どおり。

続きまして、別紙2、鳥取県最低賃金と生活保護との比較について。

1、地域別最低賃金。(1)件名、鳥取県最低賃金。(2)最低賃金額、時間額854円。(3)発効日、令和4年10月6日。

2、生活保護水準。(1)比較対象者、18から19歳・単身世帯者。(2)対象年度、令和4年度。(3)生活保護水準(令和4年度)、生活扶助基準(第1類費プラス第2類費プラス期末一時扶助費)の鳥取県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(9万3,271円)。

3、生活保護に係る施策との整合性について。上記1、(2)に掲げる金額の1か月換算額(注)と、上記2、(3)に掲げる金額とを比較すると、鳥取県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(注)1か月換算額。854円(鳥取県最低賃金)掛ける173.8(1か月平均法定労働時間数)掛ける0.807(可処分所得の総所得に対する比率)イコール11万9,779円。あと、米印といたしまして、令和6年7月10日に開催された中央最低賃金審議会第2回目安小委員会で提出された「生活保護と最低賃金」グラフに示された比率。

添付しております鳥取県最低賃金審議の経過概要と鳥取県最低賃金審議経過の読上げについては省略したいと思います。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、今示された案について、何か御意見等ありますでしょうか。

○河村委員 今の時点で効力の発効日の予定日を教えていただければと思います。

○中塚賃金室長 8月9日本日開催の鳥取地方最低賃金審議会において答申が行われた場合、異議申出の締切日が8月26日月曜日となります。異議申出があれば、これを受けまして、8月27日に異議に関する本審を開くということをお昨日も御説明させていただきました。官報公示の日が最短で9月5日木曜日になりまして、最短での発効が10月5日土

曜日ということになります。

○河村委員 ありがとうございます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

その他よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤部会長 そうしましたら、(案)を消したものを報告書として、この後の本審に報告させていただくということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○中塚賃金室長 ありがとうございます。

○佐藤部会長 それでは報告書(案)から(案)を消したものを報告書とし、本審へ報告させていただきます。

7回にわたりまして、専門部会を行ってまいりました。本年はというか、本年もですが、残念ながら全会一致とはならなかったということで、第6条第5項を適用して、本審を開かないということとはできないということなので、この後、本審議会を開催することになりますが、部会としては何とか結審ができたということと、金額も提示できるということでしたので、任務を終えるということで、これで解散ということになるかと思えます。ありがとうございました。

では、その他ですが、事務局、何かありますでしょうか。

○中塚賃金室長 それでは、第546回鳥取地方最低賃金審議会の開催時刻について、15時30分に予定しておりましたが、手続、会場の都合上、15時40分からということで開始させていただきます。

○佐藤部会長 この後、引き続き鳥取地方最低賃金審議会になりますが、そちらで先ほど結審いたしましたものを再度提示して、そこでまた可否投票をさせていただいて、その結果によって、鳥取県の最低賃金額ということで、労働局長に答申をするということになります。

これで終わりではなくて、まだ引き続き、もう一仕事あるということですが、専門部会としてはこれにて閉会したいと思います。大変忙しい中、熱心に、また真摯に議論をいただき、本当にありがとうございました。